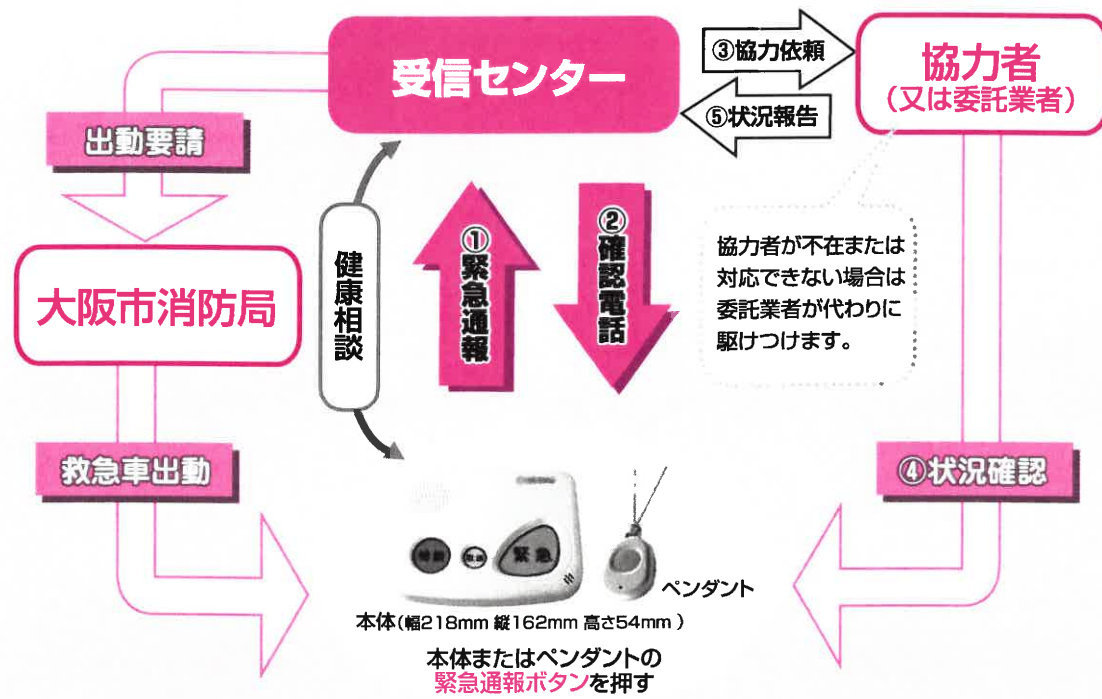


その他の在宅高齢者サービス

1.緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯、または、同居している方が仕事などで外出するため、1日8時間程度ひとりとなる高齢者を対象に、緊急通報装置と付属のペンダント式スイッチを貸与し、急病などの緊急通報を受信センターが24時間体制で受信し、適切な対応を行います。特に、緊急を要する通報の場合や利用者が応答できない場合には、直ちに救急車の出動を要請します。また、日常生活に関する健康の相談に対応します。
※費用負担の必要な場合があります。

緊急通報システム事業の流れ



※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課へ

2.日常生活用具給付事業

防火の配慮が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に対して、次の生活用品を給付します。

※所得制限がある場合や、費用負担の必要な場合があります。

給付用品	台数	備考
火災警報器(屋外警報ブザー付)	上限2台	・緊急通報システムと連動 ・近隣住民同意書が必要
自動消火器	1台	・居室用または台所用のいずれか1つ
電磁調理器	1台	

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課へ

3.介護用品支給事業

要介護4、5または要介護3で認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の在宅高齢者を介護する家族に対して、本市指定の介護用品と交換可能な給付券を支給します。

※要介護高齢者世帯、介護者世帯ともに市民税非課税世帯に限ります。

介護用品	紙おむつ(フラットタイプ・テープ止めタイプ・パンツタイプ) 尿取りパッド 清拭剤 ドライシャンプー 使い捨て手袋 介護用スプーン、フォーク 介護用箸 差し込み式便器 差し込み式尿器	防水シート 口腔ケア用品 食事用エプロン 消臭剤 とろみ剤
給付券	1か月あたり6,500円	

申請に基づき、介護用品と交換可能な給付券を支給決定月に応じて交付します。(1年間 最大12枚)

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課へ

4.高齢者住宅改修費給付事業

要介護・要支援の方で介護保険の住宅改修を利用する際に、介護保険対象外の工事(30万円まで)に対して給付します。ただし、給付額については所得制限・一部自己負担があります。

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課へ

5.生活支援型食事サービス事業

見守りが必要な要支援以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、心身の障がい等により食事の確保が困難な方に対して、栄養のバランスのとれた食事を配達する機会を通じて安否を確認します。

※お問い合わせは福祉局高齢者施策部高齢福祉課へ TEL 06-6208-8060

6.家族介護支援事業

介護を要する高齢者を介護している方へ介護の方法を学ぶ研修会や交流会を開催します。

※お問い合わせはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ

7.家族介護慰労金支給事業

介護を要する在宅の高齢者(要介護4または5に該当する方)を過去1年以上、介護保険のサービスを利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、慰労金を支給します。(要介護者・介護者の属する世帯の全員が市民税非課税であることが必要です。)
支給額:年額10万円

※お問い合わせは福祉局高齢者施策部高齢福祉課へ TEL 06-6208-8060